

行政手続法・行政手続条例適用の不利益処分に係る処分基準

	所管課名	地域福祉課	整理番号	106
処分の種類	生活困窮者住居確保給付金に関する決定			
根拠法令条例等・条項	生活困窮者自立支援法(平成25年法律第105号)第6条第1項 生活困窮者自立支援法施行規則(平成27年厚生労働省令第16号)第10条～第18条			
処分の概要	生活困窮者住居確保給付金支給申請に対して福祉事務所が行った次の処分 不支給 支給決定 支給決定(期間(再)延長) 給付金変更支給決定 支給停止 支給再開			
処分基準 (未設定の場合はその理由)	<p>(住居確保給付金の額等)</p> <ul style="list-style-type: none"> 生活困窮者住居確保給付金は一月ごとに支給し、その月額、生活困窮者が賃借する住宅の一月当たりの家賃相当額とする。ただし、申請日の属する月における当該生活困窮者及び当該生活困窮者と同一の世帯に属する者の収入の額を合算した額が基準額を超える場合には、基準額と当該生活困窮者が賃借する住宅の一月当たりの家賃の額を合算した額から世帯収入額を減じて得た額とする。 <p>(生活困窮者住居確保給付金の支給期間)</p> <ul style="list-style-type: none"> 生活困窮者住居確保給付金の支給期間は、三月とする。ただし、支給期間中において生活困窮者住居確保給付金の支給を受ける者が、引き続き生活困窮者住居確保給付金を支給することが当該者の就職の促進に必要であると認められるときは、三月ごとに九月までの範囲内で県が定める期間とすることができる。 生活困窮者住居確保給付金の支給を受ける者が、期間の定めのない労働契約又は期間の定めが六月以上の労働契約により就職した場合であって、当該就職に伴い当該者の収入額が基準額及び当該者が賃借する住宅一月当たりの家賃の額を合算した額を超えたときは、生活困窮者住居確保給付金を支給しない。 <p>(生活困窮者住居確保給付金の不支給)</p> <ul style="list-style-type: none"> 生活困窮者住居確保給付金は、当該生活困窮者が正当な理由がなく、就労支援に関する県等の指示に従わない場合には、支給しない。 <p>(再支給の制限)</p> <ul style="list-style-type: none"> 生活困窮者住居確保給付金の支給を受けた者には、その支給が終了した後に、解雇その他事業主の都合による離職により経済的に困窮した場合を除き、生活困窮者住居確保給付金を支給しない。 <p>(調整)</p> <ul style="list-style-type: none"> 職業訓練受講給付金を受けることができる者に対しては、これを受けることができる期間は、生活困窮者住居確保給付金を支給しない。 省令の規定により生活困窮者住居確保給付金の支給を受けることができる者が、同一の事由により、法令又は条例の規定による生活困窮者住居確保給付金に相当する給付の支給を受けている場合には、当該支給事由によっては、生活困窮者住居確保給付金は支給しない。 			
基準の制定根拠	生活困窮者自立支援法施行規則(平成27年2月4日厚生労働省令第16号) 生活困窮者自立支援制度に係る自治体事務マニュアル(平成31年3月29日社援発0329第12号)			